

やさしさとふれあいの西東京に暮らしまちを楽しむ

春の全国交通安全運動

やさしさが 走るこの街 この道路



春の交通安全運動が4月6日(月)～15日(水)まで実施されます。
この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、ご自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止を図ることを目的に行われます。

◆道路管理課(☎438-4055)

『運動の基本』

- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 外出時には、信号を守ることや横断歩道を渡ることなどの交通ルールを家族で確認し、ルールを守る習慣を付けましょう。
 - 昼間でも明るい目立つ色の服装に心がけるとともに、夕暮れ時・夜間は、必ず反射材を服や持物、または自転車などに付けて外出しましょう。
 - 運転者は、子どもや高齢者を見かけたら、徐行や十分な間隔を保持するなど「思いやりのある運転」を心がけましょう。
 - 高齢運転者は、自己の運動・運転能力を過信することなく安全運転を心がけましょう。

『運動の重点』

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

〈運転者講習会〉

- 時・場 ①4月1日(水) 午後7時・保谷こもれびホール
②4月3日(金) 午後7時・市民会館
- 内 警察官による講話、ビデオ上映
☎ 西東京市交通安全協会・清水 (☎461-2210)

〈バイクスクール〉

- 参加者は、バイクでお越しください。
- 時 4月12日(日) 午前8時30分受付
場 田無自動車教習所
☎ 田無自動車教習所 (☎461-7111)



自転車の交通ルールご存知ですか

～もう一度確認してみてください。～

自転車は自動車と同じ「車両」の仲間、通行には正しいルールがあります。平成20年中に市内では811件の交通事故が発生しています。そのうち事故に自転車に関わったものが461件あり、市内で発生した事故の57%と、その割合は年々増加しています。自転車は便利で手軽な乗り物ですが、交差点での一時停止や左側通行などの交通ルールを守ることで確実に事故を減らすことができます。

■自転車安全利用五則■

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ※飲酒運転・2人乗り・並列の禁止
 - ※夜間はライトを点灯
 - ※交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用
- ◎やめましょう!
運転中の携帯電話・傘さし運転・音楽を聴きながらの運転などの行為は事故のもとです。

期間中、田無警察署および西東京市交通安全協会などが中心となり、街頭活動ならびに広報活動を実施します。

一人ひとりが身近な問題として交通事故防止に取り組んでいく必要があります。皆様のご協力をお願いします。



定時チャイム放送時間変更

毎日午後4時30分に放送している防災行政無線によるミュージックチャイムの放送時間は、4月1日(水)～9月30日(水)まで、午後5時30分の放送となります。

◆危機管理室(☎438-4010)